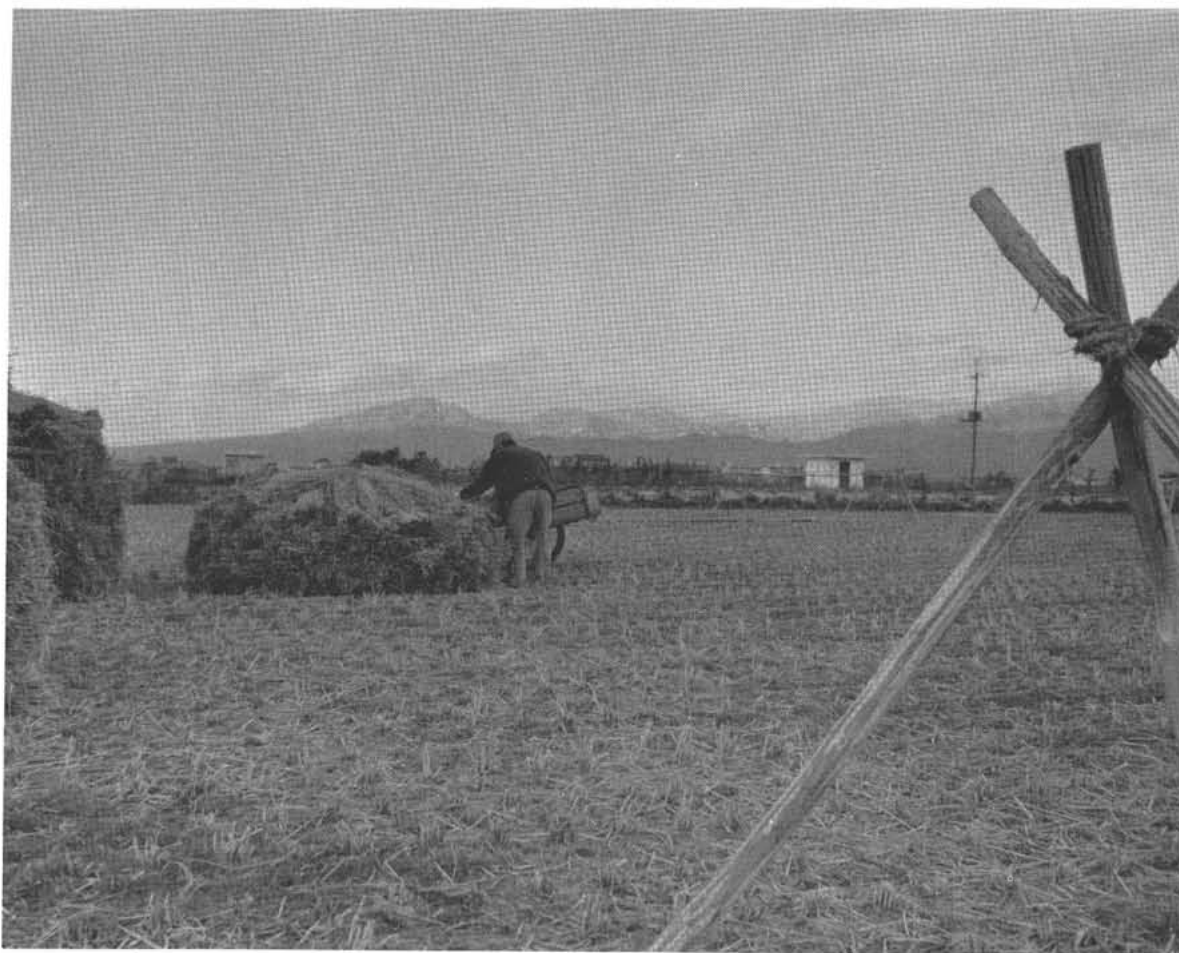




No. 21

しょうわ 広報

昭和49年11月発行 役場企画室 編集



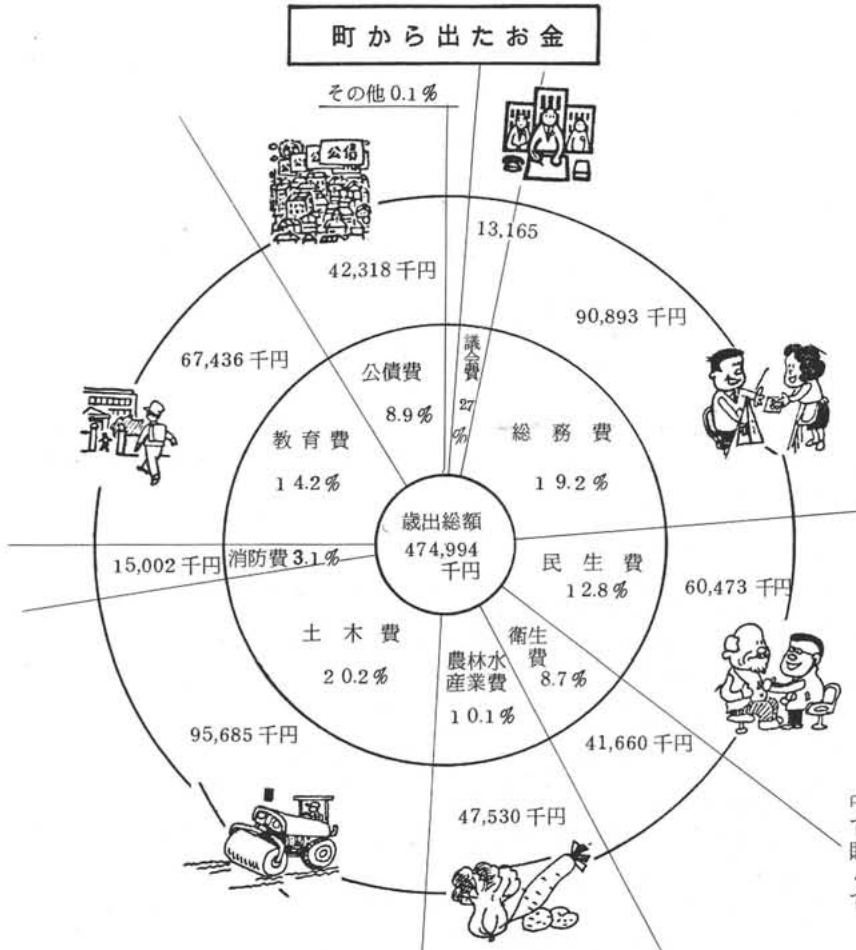
町の人口

10月1日現在

男	3,328人
女	3,331人
計	6,659人
世帯数	1,664戸

稲の収穫もほとんど終り
間もなくきびしい寒さが…

さいふを公表します



大きな支出

舗装、町道、農道、通園路	16,177 千円
舗装改良工事	13,036 千円
上河東町営住宅 2 戸建設	67,602 千円
地方病溝渠 (6766 m)	32,547 千円
老人医療費 (70才以上)	6,700 千円
上河東保育園補助金	42,782 千円

中学校の建設を 50 年 51 年で施行するようできるだけ財源を積立てるべく本年度 24,325 千円を積立て 48 年度末で 46,325 千円となる。



註 物件費-需要費、旅費、備品購入費等
扶助費-老人乳児医療、保育所措置費等
積立金は中学校建設基金へ積立て、公債費は地方債の元利償還金

国民保険事業

才入総額は、七六、五五三千元でそのうち保険税は二七、九四四千円で三六・五%、国庫支出金は四七、〇〇六千円で六一・四%、その他の収入は一、六〇三千元で二・一%の割合となる。その他の収入は一、六〇三千元で二・一%の割合となる。被保険者の世帯数は九八六世帯、人員は三、四四七人となっている。

才出総額は七三、三三三千元、その内訳の主たるものは療養に要する費用で六七、〇三九千円で九一・四%、事務費は四、六〇八千円で六・三%の割合となっている。

被保険者 1 人当りに関する諸割合

国庫支出金	保険税	診療諸費 (被保険者負担金)	受診回数
13,637 円	8,107 円	19,450 円	4.4 回

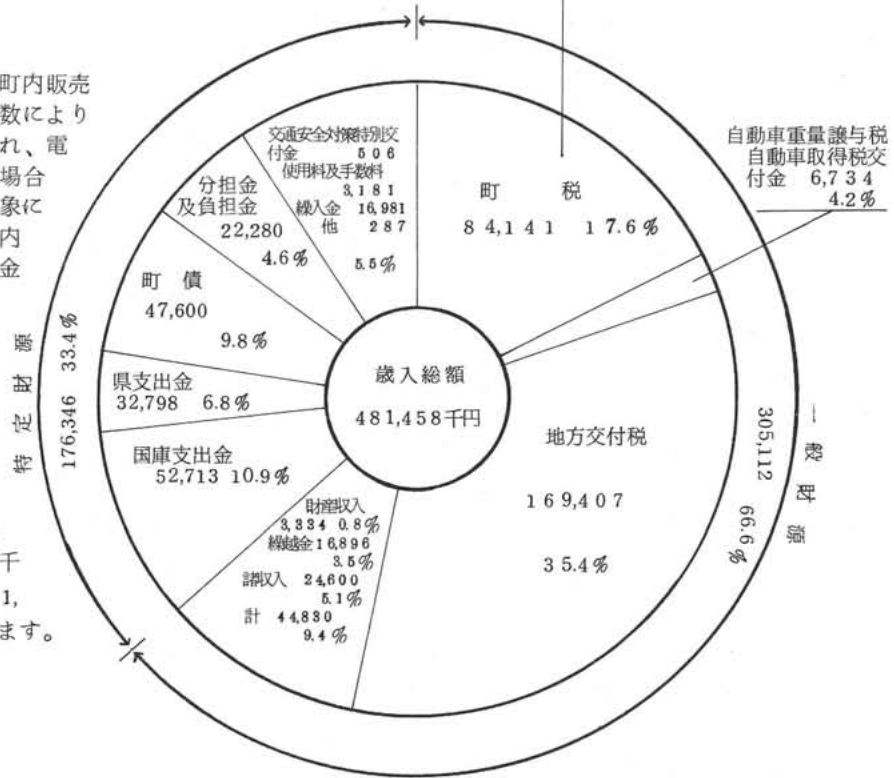
(昭和48年度) 決算報告



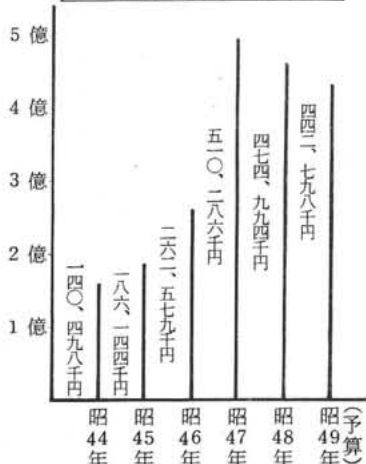
町民税の種類別内訳

1. 給与所得分	16,694千円
2. 営業 "	1,977 "
3. 農業 "	532 "
4. 法人 "	4,247 "
5. 譲渡所得等	9,267 "

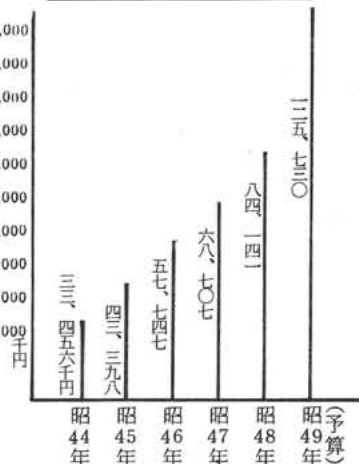
たばこ消費税は町内販売店から購入した本数により専売局から納付され、電気ガス税(本町の場合ガスについては対象にならない)は本町内に於ける電気料金により東電より納付されます。町債(特定事業をするための長期に亘る借金)は公営住宅建設分28,800千円、地方病溝渠改良工事分7,800千円、舗装工事分11,000千円となります。



5年間の決算額のうつつり



5年間の町税のうつつり



5年間の人口のうつつり

昭和45年12月末	1,387戸	5,845人
" 46 "	1,462戸	5,980人
" 47 "	1,505戸	6,144人
" 48 "	1,583戸	6,397人
" 49年10月1日	1,658戸	6,637人

国は国土の均衡ある発展は公共の福祉を優先させながら、限りある国土資源が将来、現在の国民生活に産業経済、文化自然環境など生活基盤の安定がはからなければという観点から今回国土利用計画法を制定し、同時に国土庁を発足させました。

そこで私達はこの法律が暴騰した地価をなんとか法規制によって今後の上昇を喰ひ止め、国土の利用、土地の適切な国民的な利用がはかられることを切実に願うものであります。ついてはこの法律の概要を説明いたします。

(2) 農業地域とは農用地として利用すべき土地があり総合的に農業要がある地域。

(1) 都市地域とは一体の都市として総合的に開発し整備保全する必要がある地域。

二、土地利用基本計画の策定

知事はそれぞれの都道府県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域を定めることとなっている。

一、国土利用計画の策定

国及び県市町村は国土利用計画法にもとづきそれぞれ全国計画、都道府県計画、市町村計画を策定し、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置、その他土地利用を調整するための措置を講ずることによって、総合的かつ計画的な国土利用の計画を図ることとしている。

二、規制区域における土地取引の許可制

知事は都市計画区域にあって投機的取引が集中して行われ、又行なわれるおそれがあり、及び地価が急激に上昇し又は上昇するおそれがあると認められる地域を一定の期間（五年以内）を定めて規制区域に指定するものとされている。

又都市計画区域以外の区域でも都市計画区域と同じ様な事態が生ずると認められ、かつその事態を緊急に除去しなければ適正な土地利用の確保がむずかしいと認められる地域を指定することとしてい

昭和49年4月から9月までの予算の執行状況をお知らせします。

1. 単位 円

会計別	予算額	収入済額	支出済額
一般会計	442,584,000	260,483,114	176,366,973
国保特別会計	108,858,000	46,027,925	36,788,954
渇水対策特別会計	4,000,000	4,000,000	78,510
歳入歳出外現金	41,085,111	41,085,111	10,857,541
合計	596,527,111	351,596,150	224,091,978

2. 住民の負担状況

(1) 一般会計

町 税	負 担 金
個人町民税	児童措置費 7,892,400
固定資産税	衛生負担金 0
軽自動車税	農林負担金 0
保 險 税	土木負担金 0
合 計	合 計 7,892,400

3. 財産負債一時借入金現在高

(1) 財 産

(イ) 土地建物	(ロ) 有 価 証 券
土地 66524 m ²	第一勸業銀行券 87,750 円
建物 9211 m ²	日本電々公社債 40,000
	プラスチック変成センター証券 110,000
	合 計 237,750

(ハ) 出資による権利	
農業信用基金出資金他	2,692,000 円
合 計	2,692,000 円

(ニ) 主要物品 役場備品他 14,427,000 円

(ホ) 基金 国民年金印紙購入基金他 108,824,139 円

(2) 負 債

(イ) 地方債 地方病溝渠事業債他 288,008,028 円

(ロ) 債務負担行為 耕地整備事業債他 120,920,756 円

知っておきたい 国土利用計画法の概要

12月25日までに施行

る。
(イ) 規制区域の取引許可制

規制区域の指定が行なわれると規制区域内の土地について売買等の契約を締結しようとする場合には知事の許可を受けなければならず、許可を受けないで契約した土地売買は効力を生じないものとなっている。

(ロ) 許可申請の手続

土地売買等の契約締結の許可を受けようとする場合は次の様な事由を記載した申請書を申請に係る土地が所在する市町村長を経由して知事に提出する。

- (1) 当事者の住所及氏名、法人にあってはその代表者。
- (2) 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積
- (3) 移転又は設定に係る土地に関する権利の種類及び内容。
- (4) 土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額。
- (5) 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的許可の基準

取引きの許可基準としては価格面及び利用目的面から厳しい限定がなされ、価格については近傍類地の取引価格等を考慮して定める区域指定時の価格を基準とする額とする額に凍結すること、土地利用目的については自己の住宅用地、住民の利便施設用地等の一定の範囲に限定することになっている。

(ニ) 許可又は不許可の決定

知事は許可申請のあった日から起算して六週間以内に許可、不許可の決定をしなければならないこととなっている。

四、土地に関する権利の買取り請求

規制区域に所在する土地について法第十四条の許可申請をした場合において、不許可となったときは知事に対しその土地に関する権利を買い取るべきことを請求することができる。

五、土地に関する権利等の届出

(イ) 市街化区域内のうち法第十二条による規制区域以外の市街化区域で二〇〇〇㎡以上の面積。

(ロ) 都市計画法第四条二項に規定する都市計画区域にあっては五〇〇㎡以上。

〇〇〇㎡以上。

(イ) (ロ)の規定する以外の区域にあっては一〇、〇〇〇㎡以上。以上の面積の土地売買等の契約を締結しようとする場合は規制区域の許可申請と同じ事項を記載した申請書を当該土地が所在する市町村長を経由して知事に届け出なければならない。

六、遊休土地に関する措置

(1) 知事は次の各項に該当する土地所有者について遊休土地である旨の通知を出す事となる。

- (イ) 市街化区域の規制区域及規制区域以外で二〇〇〇㎡以上の土地を所有しているもの。
- (ロ) 都市計画法第四条二項に規定する都市計画区域で五〇〇〇㎡以上の土地を所有しているもの。
- (ニ) その土地が住宅用及事業の用に供する施設等に使用していないもの。
- (2) 遊休土地の計画の届出

知事から遊休土地である旨の通知を受けた土地所有者は通知のあった日から六週間以内にその土地の利用又は処分に関する計画書を町長を経由して知事に届け出なければならない。

(3) 勧告及買取り等の協議

知事は遊休土地の利用又は処分計画の届け出があった場合、その届け出た土地を利用し処分することがその土地の有効適切な利用促進を図る上で支障があると認めるときはその届け出の計画書を変更する様勧告する。

又、その勧告を受けた土地所有者がその勧告に従わないときはこの遊休土地を買取りを希望する地方公共団体は協議の上買取ることが出来る。



体育祭フラッシュ



山田体協会長、鷹野県体育主事から、町の社会体育の状況の説明を聞かれる田辺知事

第十三回昭和町体育祭が十月十日、秋晴の絶好の体育日よりに恵まれ押原小中学校校庭で開かれ、午前八時三十分、大会役員、選手が入場し、選手を代表して前年度優勝、西条二区の井口 健さんが力強く宣誓し、男子四十才以上のサッカー競争で大会競技の幕が開かれました。今大会は昨年に引続き西条二区が二年連続優勝、部落別リレーにも優勝という輝かしい成績をおさめました。



大会の最後を飾る綱引には参加者が年ごとに増えてきました

た。この中継の中に田辺国男山梨県知事も出演、まちのおとしよりと、童心にかえっての競技

に参加、健康づくり山梨をスロージャーガンにスポーツ熱心な知事さんは、この日町民と楽しく過ごされました。



おとしよりも今日は、若返って



部落別競技の得点表をチェックする区の役員さん

成績の結果

リレー		
西条二区	優 勝	西条二区
河東中島	準優勝	西条一区
築地新居	三 位	上河東
	敢闘賞	河東中島

ものをたいせつに

資源を有効に使うことは、これからの豊かな生活につながる。

地球全体の資源は決して無限ではありません。最近の石油の例からもおわかりのように、資源産出国と消費国の関係が、わたしたちの生活に大きな影響を与えるようになっていきます。

資源にとほしいわたしたちの国では、そのほとんどを輸入にたよっているために、これから各産業はもとよりのこと、各家庭での節約が大切になってきます。

水

水の需要はどんどん増えていきます。増え続ける需要をまかなうためにはダムをつくり、水源を確保し、浄水場などを整備拡張しなければなりません。それには巨額の費用と時間がかかります。水は安いものという時代は過去のものとなりました。この貴重な水を有効に利用するためにご家庭でも節水にご協力ください。

電気

電気の消費量は過去十年間で約三倍にもふえています。しかも電気の約八〇％は石油を燃やしてつくられるため、節電は石油の節約にもなるのです。特に夏の午後二時頃は電力消費量のピークです。掃除、洗濯はなるべくこの時間帯をはずすようにしましょう。

紙

新聞、トイレットペーパー、包装紙、ノート、書籍、週刊誌など毎日の暮らしで紙のお世話にならない日はないといってもいいでしょう。この紙をつくるには木材からつくったパルプと大量の水と電気を使います。貴重な資源からつくられる紙です。そまつにあつかうのはやめましょう。

ガス

家庭用都市ガスは今日約一二

〇〇万世帯の日常生活に欠くことのできない熱源となっています。またプロパンガスも約一六〇〇万世帯の人たちに、毎日使われています。都市ガスの原料は約五五％が石油から、またプロパンガスは石油の精製過程でつくられます。したがって上手なガスの使い方はそのまま石油の節約にもつうじます。

石油

わたしたちの暮らしの中で直接、あるいは間接に石油と関係のないものを探すのはほとんど不可能といってもいいくらいです。灯油やプロパンガス等の燃料としてだけでなく、プラスチック、合成繊維などの製品の原料としても私たちの生活と密接にむすびがついています。これからは石油からつくられるすべての製品を大切に使用していかねればなりません。

ごみ

ものはいつまでも大切に使いましょう。もう使い捨ての時代は過ぎました。ごみはできるだけ増やさず、美しく衛生的な環境を守りましょう。



四十九年八月二十五日より
十月二十一日届出

出生

- 磯部小百合父和司二女西条一区
- 長谷川義昭、義国長男西条二区
- 二宮英子、一英二女 上河東
- 笹本孝明、孝夫長男清水新居
- 平賀 潔、仁長男 飯 喰
- 石橋信一、浩一長男西条二区
- 山岡由美、一夫二女築地新居
- 松本陽子、義則長女西条二区
- 村上直義、高山長男西条二区
- 小沢末恵、忠明二男 飯 喰
- 鶴田英明、明二男河東中島
- 佐野志保、平長女 上河東
- 堀内秀紀、聖史長男 上河東
- 木村江利、章二長女西条一区
- 海野 浩、経広長男紙漣阿原
- 井口恵理子、国明長女西条二区
- 河西 豪、忠則長男西条二区
- 井沢みゆき、賢次長女西条一区
- 海野敏幸、恒則長男 押 越
- 下山博子、金造長女西条二区
- 青木 滋、幹雄長男清水新居

婚 姻

- 夫 中田 孝一 西条二区
- 妻 篠崎万里子
- 夫 坂井 公雄 上河東
- 妻 上野ミサ子
- 夫 山田 彰克 西条二区
- 妻 神 栄子
- 夫 中沢 康夫 河東中島
- 妻 山田 民恵
- 夫 吉沢 文男 清水新居
- 妻 土屋 弘子
- 夫 丸山 正之 清水新居
- 妻 赤池 美鈴
- 夫 中平 清 西条二区
- 妻 内藤 和恵
- 夫 田中 英治 西条二区
- 妻 望月 朝子
- 清水代子 父敏雄二女西条二区
- 清水良恵、義弘二女紙漣阿原
- 大関三由樹、三樹雄 長女築地新居
- 前田武史、恒夫長男西条二区
- 斉藤純子、光弘長女 押 越
- 堀内 健、正美長男 飯 喰

ソフトで親睦を

青年学級

していた。

昭和町青年学級(長瀬博志学級長)では去る十月二十日(日)に押原中新グラウンドにおいて親睦を深めるためのソフトボール大会を開催した。参加者は男女二十二名が二チームを編成し、午前九時から正午まで二試合を行いみな楽しいひとときを過ご

おりました。

十一月十四日(木)恋愛と性格

十一月二十一日(木)フィルムフォーラム

十二月五日(木)

(映画を見て話し合い)

フォークダンス

十二月十二日(木)社交ダンス

十二月十九日(木)クリスマス

パーティー

会場はいずれも町中央公民館

で午後七時三〇分から行います

その他お問い合わせは町中央公民館(TEL三七三七)へどうぞ。

11月・12月保健衛生行事予定

- 14日(木) インフルエンザ予防接種(押原中学校)
- 15日(金) 妊婦検診 P1~2(中央公民館)
- 19日(火) インフルエンザ予防接種 (P1~2一般・常永保育園)
- 20日(水) " (P1~2一般・押原保育園) (P2~3一般・上河東 ")
- 21日(木) " (P1~2一般・西条保育園)
- 22日(金) " (押原小学校生徒)
- 25日(月) 結核精密検診 A9~10(中央公民館)
- 26日(火) 胃X線検診
- 27日(水) 乳児検診 P1~2(中央公民館)
- 28日(木) " P1~2(")
- 12月10日(火) インフルエンザ予防接種 (P1~2一般・常永保育園)
- 11日(水) " (P1~2一般・押原保育園) (P2~3一般・上河東 ")
- 12日(木) " (P1~2一般・南条保育園)
- 13日(金) " (押原小・中学校生徒)
- 17日(火) 三種混合予防接種(第1回目) P1~2(中央公民館)
- 18日(水) 乳児検診 P1~2(")
- 19日(木) " P1~2(")
- 26日(木) 妊婦検診 P1~2(")

ワクチン接種こそ

最良の予防法

インフルエンザにそなえ予防接種をみんなで見よう。



私たちの作品

短歌部十月歌会より

しらぬまに種こぼれたるいんげんに

小さききやのいくつ下れる

吾が庭に香り好みし人逝きて

三年の秋は早めぐり来ぬ

長雨に畑の白菜に虫つきぬ

消毒せんとふんむ機を出す

午前九時の給桑すれば四令の

蚕もはらに桑を喰う音

古い我の眼この頃暗くなり

秋の夜ごろをテレビ聞きおわり

棕櫚竹の葉をしたたりる雨聲

鉢の埃を洗いて流る

目に出し看病の疲れ人に言はず

自ず出でくる涙を拭ぐう

柿の実の熟れたる枝に尾長来て

赤実突きいる昼静かなり

ころもに直なる坂を登れば

呼吸ははずみて耳にひびけり

黒糸は白き上にて針をさし

時雨ひと日を衣縫いて居り

- 河西 五味 復代
- 二区 高野 久枝
- 中島 鷹野 きく代
- 上河東 井上 まさ江
- 押越 花形 徳造
- 押越 有賀 一江
- 押越 中村 初枝
- 押越 海野 せつ子
- 長谷部 長谷部 操
- 松岡 満子